

肺がん施設検診 検診票等の紛失について

本市が一般社団法人相模原市医師会（以下「市医師会」という。）への委託により実施している肺がん施設検診において、検診を実施した協力医療機関が市医師会へ提出する検診票等を紛失していることが判明しました。

本件につきまして、関係者の皆様にご迷惑をお掛けし、深くおわび申し上げます。

1 紛失した書類等

(1) 肺がん施設検診 検診票 12枚（12人分）

受診者の氏名、住所、生年月日、電話番号及び既往歴等が記載されたもの

(2) データCD 1枚

肺がん施設検診にてエックス線撮影した画像が記録されたもの

2 経緯

10月11日（火） 10月1日から7日までに実施した肺がん施設検診の検診票及びデータCDを読影会に付すため、当該協力医療機関より市医師会（南メディカルセンター）に郵便（レターパックライト）で発送

12月13日（火） 当該協力医療機関より市医師会に対し、南メディカルセンターから検診票等が返却されていない旨の連絡

- ・市医師会において確認したところ、検診票等を受領していないことが判明

- ・当該協力医療機関及び市医師会が郵便局に送付状況を確認したところ、当該郵便物を受け付けたデータがないことが判明

- ・当該協力医療機関及び郵便局において調査を実施

（現時点まで紛失した検診票等の発見には至っていない）

12月14日（水） 市医師会から市に紛失の報告

3 原因

現在調査中です。

4 今後の対応

当該協力医療機関及び郵便局での調査を継続します。

当該医療機関及び市から検診票を紛失した受診者12名に対し、検診票等の紛失についておわびするとともに、再度検診票をご記入いただき、検診を実施します。

なお、エックス線撮影画像については、当該協力医療機関にデータが保存されているため、再度の撮影は要しません。

また、今回の事案を踏まえ、市においても、書類の取扱い方法等について検証するとともに、市医師会及び協力医療機関への指導を徹底し、再発防止に努めてまいります。

問合せ先
健康増進課成人保健班 042-769-8322（直通）
対応責任者 米多、廣田

(参考)

※ 肺がん施設検診について

健康増進法に基づき、40歳以上の市民を対象とした検診で、市医師会に委託し、市内協力医療機関で検診を実施しています。

肺がん施設検診では、受診者が市内協力医療機関で受診した後、各医療機関は、検診票及び画像を南メディカルセンターに送付し、検診票及び画像をもとに複数の医師で画像読影・結果判定（読影会）を行っています。

【事業の流れ】

